第

2768

号

REÂDAS リーダァスクラブ

1994年1月6日創刊 · 毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

 $_{(2005年)$ 平成17年 4月 22日 金曜日

発行所

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678 株式会社 **FPシミコレーション** 編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

△ 遺産分割のやり直し

②:昨年父が亡くなり、財産を母と兄と私で分けました。兄が母の面倒をみるからといったので、それを真に受け、兄にほとんどの財産を相続させましたが、全く母の面倒をみませんので遺産分割のやり直しをしようと思っています。この場合、相続税の取り扱いはどうなりますか?

A:原則として、遺産分割のやり直しは認められず、やり直しをした場合には贈与税の課税関係が生じることになります。

【解説】

民法では、遺産分割の効力において「遺産分割は、相続開始の時にさかのぼってその効力を生ずる」と規定しており、遺産分割が決まって、相続開始時に分割が決まって、するとして取扱われますが、実際にはていてものとして取扱われますが成立している意とかりでは、相続人全員が合意解除して、場合では、分割協議のやり直しを行うといった場のでなる。民法上は、こうした分割のやり直しを認めていませんのでは、分割のやり直しを認めていません。

税務では、遺産分割のやり直しが行われたときは、財産の新たな移転があったものとみて贈与税が課せられることになっていますので安易に分割のやり直しをすると後でびっくりするほどの贈与税がかかる場合がありますので注意してください。ただし、遺産分割が不正に行われた場合などで、裁判所が分割のやり直しを認めたような場合は除かれます。







